

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月10日から同年7月4日まで

私の所持している辞令では、昭和45年2月10日付けでA株式会社C営業所から同社B営業所に転勤したことになるが、申立期間についての厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及びA株式会社から提出された退職経歴台帳並びに同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年2月10日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月7日から2年3月1日まで

私は、A区の公共職業安定所の紹介で、平成元年3月7日にB株式会社に入社し、2年2月末日まで正社員の営業職として勤務した。雇用条件は他の社員と同じであり、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、「厚生年金保険と健康保険組合の加入はセットで行っていた。」と回答しているところ、同社が加入するC健康保険組合が保管する健康保険被保険者名簿を調査したが、申立期間及びその前後において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

また、申立期間当時、B株式会社に勤務していた同僚の一人は、「当時、入社しても自分の意思で国民年金から厚生年金保険に切り替えなかった社員もいたので、申立人も厚生年金保険の加入を希望しなかったのではないか。」と述べているところ、オンライン記録から、申立人及びその妻は、申立期間において国民年金に加入し、保険料の免除申請が承認された期間となっていることが確認できる。

このことについて、申立人は、「国民年金保険料の免除申請の手続は何回か行ったので、申立期間において免除申請の手続を行ったかどうかの記憶は曖昧であるが、免除申請の手続はすべて私が行った。」と述べている

ことから、当時、申立人は厚生年金保険に加入していないとの認識があったものと考えられる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から33年6月1日まで  
② 昭和33年7月18日から34年10月1日まで  
③ 昭和36年4月から37年10月1日まで

私は、昭和30年4月から34年9月末まで、A株式会社B支店に厚生年金保険の加入対象である内勤の正社員として勤務したが、その間の厚生年金保険の加入記録が1か月しかなく、その時期に勤務していないはずのC事業所での厚生年金保険の加入記録が2年ほどある。

また、A株式会社B支店を退職した後、昭和36年4月から同社D支店に営業社員として再度勤務したが、厚生年金保険の加入記録は37年10月1日からしかない。

これら申立期間について、厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和32年9月から33年6月1日までの期間、及び申立期間②のうち33年7月18日から34年5月までの期間については、上司及び同僚の証言から、申立人は、A株式会社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、「A株式会社B支店に内勤の正社員として勤務した。」と主張していることについて、同社B支店及びD支店に勤務した社員は、「申立人は、B支店に勤務していた当時、営業職であり、正社員ではなかった。正社員となったのは、その後、D支店に勤務した時からである。」と証言しており、同社B支店に勤務した社員は、「営業職は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人は、「厚生年金保険の加入記録が、申立期間①と申立期

間②の間の1か月だけであるのはおかしい。」と主張するところ、当時、A株式会社B支店に勤務し、申立人と同様に1か月だけ厚生年金保険の加入記録がある者は、「当時、私は営業職だったが、集金業務を兼務したこともあった。」と証言し、別の者は、「営業職の者は厚生年金保険に加入していなかったが、集金業務を担当する者は厚生年金保険に加入した。営業職の者が、短期間、集金業務を兼務する場合は、その期間のみ厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、申立人は、申立期間①及び②当時、営業職として勤務し、集金業務を兼務した昭和33年6月1日から同年7月18日までの期間について厚生年金保険に加入したことがうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間①のうち、昭和31年3月21日から33年2月10日までの期間については、C事業所における厚生年金保険の加入記録があるが、C事業所に勤務していたのは申立期間①より前であり、加入期間の記録が相違している。」と主張するところ、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、31年3月21日であり、同日より前は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

2 申立期間③については、申立人は、「厚生年金保険の加入記録は昭和37年10月1日となっているが、36年4月からA株式会社D支店に勤務した。」と主張するところ、当時の複数の同僚は、「申立人がD支店に勤務したのは、37年か38年ごろだった。」と証言している。

3 このほか、申立期間①から③までの厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 21 日まで  
私は、A市町村のB事業所に、前の勤務先の同僚と一緒に採用され、昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 20 日まで勤務した。事業主夫婦と同僚と私の 4 人で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立人は申立期間当時、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所の事業主は、「当時は、私と妻と従業員二人だけの個人経営の事業所であり、当時も現在も厚生年金保険及び雇用保険には加入していない。」と回答しているところ、事業所名簿及びオンライン記録から、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、上記のB事業所の事業主の回答及び同事業所の法人登記が確認できない旨の法務局の回答から、同事業所は、個人経営で従業員数が5人未満のため、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間において、申立人が同僚であったと記憶する者は厚生年金保険に加入しておらず、事業主夫婦は二人とも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。